

ID: 156

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	行為の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町農村公園条例 第3条第1項及び第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第125号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (行為の制限)  第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。  (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。  (3) 公園をその用途以外に利用することを目的とする集会を行うこと。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)  (2) 行為の目的  (3) 行為の期間  (4) 行為の場所  (5) 行為の内容  (6) その他町長の指示する事項</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が、住民の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限って、同項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な条件を付することができる。</p>			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日